堺鳳駅南地域	堺市西区の区域のうち、鳳東町一丁から五丁まで、鳳南町一丁から四丁まで及び上（府道大阪和泉泉南線の東側端線と鳳南町五丁と上との境界線との交会点を起点とし、順次同境界線、鳳南町四丁及び同南町三丁と上との境界線、堺市と高石市との境界線、六百五十一番一と六百五十四番一との間の道路の南側端線並びに府道大阪和泉泉南線の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。）の区域

第一条の表守口大日地域の項中「まで、」を「まで及び」に、「、大日東町」を「の区域並びに大日東町」に改め、「市道梶一号線」及び「市道梶二号線」の下に「の南側端線」を加え、「以北の区域に限る」を「の南側端線以南の区域を除く」に改め、同表岡山駅周辺・表町地域の項の次に次のように加える。

広島紙屋町・八丁堀地域	広島市中区及び南区の区域のうち、市道南一区十二号線と猿猴川との交会点を起点とし、市道南三区三号線、市道南一区駅前吉島線の西側端線、市道中一区七号線、市道中一区九十八号線、市道中一区百八十八号線、市道中一区百五号線、市道中一区中広宇品線、旧太田川、一般国道一号線、一般国道百八十三号線、市道中一区二百七十三号線、市道中一区二百七十四号線、市道中一区二百五十六号線、市道中一区比治山庚午線、市道中一区百四十四号線、市道中一区百四十五号線、市道中一区百四十六号線、市道中一区百四十七号線、市道中一区百四十八号線、市道中一区百五十三号線、市道中一区百五十四号線、市道中一区二百三十四号線、市道南三区二十七号線、市道南三区二十八号線、市道南三区二十九号線、市道南二区十一号線、市道南二区九号線並びに市道南二区十二号線を経て起点に至る線（河川又は市道南一区駅前吉島線及び市道中一区八十八号線以外の道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域

第一条の表備考第一号中「、大阪コスモスクエア駅周辺地域、堺鳳駅南地域、堺臨海地域及び守口大日地域」を「及び大阪コスモスクエア駅周辺地域」に改め、同表備考第二号中「、横浜山内ふ頭地域」を削り、同表備考第四号中「、堺東駅西地域」を削り、同表備考第七号中「、新宿駅周辺地域」及び「、横浜都心・臨海地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

十二　新宿駅周辺地域、横浜山内ふ頭地域、横浜都心・臨海地域、福井駅周辺地域、堺東駅西地域、堺臨海地域、堺鳳駅南地域、守口大日地域及び広島紙屋町・八丁堀地域　平成三十年六月二十四日

第二条の表横浜都心・臨海地域の項地域の欄に次のように加える。

横浜市中区の区域のうち、常盤町一丁目（市道新港第六十三号線及び市道山下町第十五号線以南の区域に限る。）、尾上町一丁目から三丁目まで、真砂町一丁目から三丁目まで、港町一丁目から三丁目まで、羽衣町（一般国道十六号線以南の区域に限る。）、蓬莱町、万代町、不老町及び翁町の区域、扇町一丁目から三丁目までの区域（市道山下高砂線以北の区域に限る。）、長者町二丁目から五丁目までの区域（市道横浜駅根岸線以東の区域に限る。）並びに横浜公園の区域

横浜市中区の区域のうち、北緯三五度二六分四二秒・四四東経一三九度三九分六秒・六七の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度二六分三九秒・四一東経一三九度三九分四秒・三〇の地点まで引いた線、市道山下本牧磯子線の中心線、市道山下町第三十八号線の西側端線、市道山下町第八十一号線の西側端線、市道山下町第八十二号線の西側端線、市道新港第七十九号線の南側端線、市道山下町第八十四号線の西側及び南側端線、新山下一丁目と山手町及び山下町との境界線並びに海岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域

第二条の表備考第一号中「横浜都心・臨海地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

五　横浜都心・臨海地域　平成三十年六月二十四日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○環境省令第二十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）を実施するため、平成三十年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令を次のように定める。

平成三十年十月二十四日

環境大臣　原田　義昭

平成三十年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（平成三十年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）

第二条　産業廃棄物処理施設の設置者が、平成三十年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の七の十六第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一　廃プラスチック類の破砕施設　廃プラスチック類（特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。）、小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第一項に規定する小型電子機器等をいう。）その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となったものが一般廃棄物となったものを含むものとする。次号において同じ。）

二　廃プラスチック類の焼却施設　廃プラスチック類

三　令第二条第二号に掲げる廃棄物の破砕施設　木くず

四　令第二条第九号に掲げる廃棄物の破砕施設　コンクリートの破片その他これに類する不要物

五　石綿含有産業廃棄物の溶融施設　石綿含有一般廃棄物

六　令第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる廃棄物の焼却施設　紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体

七　令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場　令第三条第三号ヌ(2)に掲げる水銀処理物

八　令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場　次のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

イ　平成三十年北海道胆振東部地震により生じた一般廃棄物（北海道の区域内において生じたものに限る。）

ロ　次のいずれかに該当する一般廃棄物

(1)　廃プラスチック類

(2)　ゴムくず

(3)　金属くず

(4)　ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）

(5)　コンクリートの破片その他これに類する不要物

ハ　次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であって、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの

(1)　令別表第五の下欄に掲げる物質

(2)　有機性の物質